

~もう一度選挙に行きたい!を実現しよう~

東京地裁10/26 傍聴へ

“成年被後見人に選挙権の回復を”

第7回目の裁判傍聴もお願いします!!

成年後見人を付けると、公職選挙法11条1項1号の規定によって被後見人の選挙権が失われます! このことは憲法に違反すると訴え、選挙権回復を獲得する裁判です。選挙権を、国が理由のはっきりしない法律で奪ってしまっているのでしょうか。国に選挙の能力を判断する権限はあるのでしょうか。そんなことも問われている裁判です。毎回、傍聴席を満席にしてくださり感謝申し上げます。

今回、原告側は、集大成とも言える書面を提出予定です。学者さんの意見書・最新の外国情報・陳述書などです。原告と弁護団の頑張りを、傍聴することで応援しましょう。裁判長が正しい判断へ進めるように、ぜひ、満席の傍聴人の目でしっかりとみつめましょう!

どうぞよろしくお願ひ致します。

◆ **東京地裁 第7回口頭弁論** 約100人が傍聴できる103号法廷をいっぱい!

日時: 平成24年 10月26日(金) 14時00分

※ 規定人数を超えた場合抽選のため、**午後1時30分までに 東京地裁正門入口前**においでください。(時間厳守です!)

場所: **東京地方裁判所 103号法廷**。ただし上記※のとおり傍聴券をお受け取りください。
(丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」A1出口より徒歩1分)

◆ **裁判後の報告会**

日時: 平成24年 10月26日(金) 14時30分 ~

場所: **弁護士会館 10階 1008号室**

*東京地裁の隣のビルです。

◆ 問合せ先

東京アドヴォカシー法律事務所

杉浦ひとみ弁護士

電話 03-3816-2061

Fax 03-3816-2063

文京区本郷3-18-11 TYビル302